

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2023 年 9 月 26 日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市北区北 33 条西 4 丁目 279 番地 1
	名称	北 34 条ターミナルビル・北 34 条ターミナルハイ ツ
	完成検査番号	
命 令 を 受 け た 者	① カンエイ実業株式会社 代表取締役 坂下 修 ② 北 34 条ターミナルハイツ管理組合 理事長 山崎 裕 ③ 札幌市 交通事業管理者 中田 雅幸	
命 令 事 項	・令和 6 年 9 月 30 日までに、上記防火対象物に設置されている スプリンクラー設備及び非常コンセント設備が有効に 30 分以上 作動するよう自家発電設備を改修すること。なお、自家発電設備 を新たに設置した場合はこの限りでない。	
命 令 発 令 日	① 令和 5 年 9 月 22 日 ② 令和 5 年 9 月 22 日 ③ 令和 5 年 9 月 25 日	
命 令 発 令 者	札幌市北消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Kita 33-jo Nishi 4-chome 279-1, Kita-ku, Sapporo-shi
	Name	Kita 34 jo Terminal Building・Kita 34 jo Terminal Heights
Violation of the Fire Service Act	・Sprinkler system, and emergency power outlet equipment do not work for more than 30 minutes due to private power generation equipment.	

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2023 年 9 月 26 日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市北区北 33 条西 4 丁目 279 番地 1
	名称	北 34 条ターミナルビル・北 34 条ターミナルハイ ツ
	完成検査番号	
命 令 を 受 け た 者	佐藤 公英	
命 令 事 項	・令和 6 年 9 月 30 日までに、上記防火対象物に設置されている スプリンクラー設備、排煙設備及び非常コンセント設備が有効に 30 分以上作動するよう自家発電設備を改修すること。なお、自家 発電設備を新たに設置した場合はこの限りでない。	
命 令 発 令 日	令和 5 年 9 月 21 日	
命 令 発 令 者	札幌市北消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Kita 33-jo Nishi 4-chome 279-1, Kita-ku, Sapporo-shi
	Name	Kita 34 jo Terminal Building・Kita 34 jo Terminal Heights
Violation of the Fire Service Act	・Sprinkler system, ventilation systems, and emergency power outlet equipment do not work for more than 30 minutes due to private power generation equipment.	